七〇、九四九	八一、三一〇	
二一三、八七五	二一三、〇〇九	
二四、一一九	二一、四九九	
四一四、九三一	四四八、五五三	
一〇、九八一	一二、四八一	
五八一、八一五	六〇七、八五一	
四七、一四五	五一、三七二	
二、三四八	一、三七一	
六四、一〇一	七二、九五三	
二一、一四二	二二、九五二	
五六、六〇六	六〇、一〇二	
一四六、八六二	一五七、七四六	
一一二、三一〇」	一二三、五一二」	

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「九〇、一二三」を「九二、四三九」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「八四、八一六」を「一〇一、四三八」に改める。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十六年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

なお、平成二十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
二十六	一七〇
二十七	一七〇
二十八	一七〇
二十九	一七〇
三十	一七〇

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレットを得るための施設（以下「カレット化施設」という。）において、破砕、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

二　規則第四条第二号に定める分別基準適合物（以下「茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。